

指定する区域及び設置できる施設等の種類

路線名	住所		設置できる施設等の種類	摘要	
市道久屋大通	中区	栄	三丁目 地内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの (都市再生特別措置法施行令第17条第1号) ・ 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの (都市再生特別措置法施行令第17条第3号) 	第1 附図
市道大津通					
市道伊勢町通					
市道呉服町通					
市道白川通					
市道住吉通		大須	三丁目 四丁目 地内		
市道入江町通					
市道大津通		錦	二丁目 地内		第2 附図
市道若宮大通					
市道長島町通					
市道錦通	熱田区	金山町	一丁目 地内	第3 附図	
市道新尾頭金山線					

第1附图



- 広告塔（デジタルサイネージ）
- 看板（アーチ添加広告）
- 自転車駐車器具（シェアサイクルポート）
- 看板（パークレット添加広告）

第2附図



■ 自転車駐車器具 (シェアサイクルポート)

第3附図



 自転車駐車器具 (シェアサイクルポート)